

大里福祉会役員及び評議員の報酬等に関する規定

(目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人大里福祉会（以下（この法人）という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち常勤の理事以外をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬は、定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

(費用)

第4条 役員研修、役員等会議については、別に定める費用弁償支給規定に基づいて、支給する。

（公表）この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第5条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、定める

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

この規定は、平成29年4月1日より施行する。